

2014年10月3日

各市町村長 様
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

6月18日いわゆる「地域医療介護総合法」が成立し、入院院ベッド削減・軽度の要介護者の介護保険からの締め出し等具体化されようとしています。

引き続き、2015年通常国会には国保の都道府県運営化や入院給食原則自己負担化、保険外併用療養費制度(混合診療)の大幅拡大＝患者申出医療(仮称)の創設、保険給付対象範囲の整理・検討など、国民・患者負担増の医療保険制度改悪案の提出が準備され、「医療・介護難民」の増加が懸念されます。

安倍内閣は、「戦争できる国づくり」と「企業が一番活躍しやすい国づくり」にむけ、6月24日「経済財政運営と改革の基本方針2014(骨太の方針)」と「日本再興戦略改訂(新成長戦略)」では、「法人税実効税率の2割台への引き下げ」と「社会保障費の毎年2200億円の自然増抑制」、戦略市場創造プランの第1に『国民の「健康寿命」の延伸』として医療・介護分野を挙げ、「健康長寿社会」をビジネスの拡大チャンスと位置づけました。企業参入で公的保険外のサービス産業の活性化をめざす、社会保障を抑制する一方、医療・介護・福祉の分野を営利企業の市場として開放するものであります。「人口急減・超高齢化の克服」の名の下で、抜本的な制度改悪を打ち出し、社会保障における国の役割は「自助・自立のための環境整備」「自然増も含め聖域なく見なおし、徹底的に効率化・適正化していく」流れであります。

私たちは住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。ひきつづき政府の社会保障改悪に反対し、住民の命と暮らしを守るため以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法、地方自治法などをふまえて、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。(企画政策課)

法令に沿って事業を推進します。

- ②徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。(収納課)

機構に引継がれた案件は、これまで本町において、分納誓約により一定の猶予を与えながらも、不履行を繰り返したり、まったく反応がなかったり、少額分納で高額滞納となったのがほとんどです。税負担の公平性を保つためには、収納率向上が必須であり、機構に参加することにより効果があると判断し参加、活動しています。

- ★③税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとも

に、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。(収納課)

徴収にあたっては、滞納者と面談し、出来る限り生活状況の把握に努めることが大切であると
考え、一括納付が困難な納税者に対しては、事情に応じて、分割納付にも応じていますし、
納税緩和措置についても法の規定により、公平かつ厳正に行うこととしています。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 生活保護について

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問いただすなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。(福祉課)

関係法令等に基づいて適切に対応してまいります。

- ②国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。(福祉課)

現行の生活保護制度の範囲内で適切に対応してまいります。

- ★③国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。(福祉課・住民課・子育て支援課・学校教育課)

今後の国の動向を注視するとともに、関係法令等に基づいて適切に対応してまいります。

- ④弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。(福祉課・企画政策課)

現在のところ考えておりません。

- ⑤生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。(福祉課)

今後の国の動向を注視するとともに、関係法令等に基づいて適切に対応してまいります。

2. 安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について(福祉課)

- ①第6期の介護保険料は一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。保険料段階は厚生労働省基準よりも多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

基金については保険料引き下げの財源として活用します。介護保険料の段階は、現行も国の基準より多段階で設定しており、第6期についても同様に検討します。

- ②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

現行のとおり、保険料の減免、および低所得者介護制度等利用負担扶助事業を実施します。

(2) 基盤整備について(福祉課)

- ★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、施設・居住系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

介護保険事業計画に基づき、施設整備等の基盤整備を進めます。

- ②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。

本町の人口・地理的条件等により、生活圏域を町全体で1圏域と決めましたので、地域包括支援センターも1箇所を設置し、総合相談体制の充実を図るため町社会福祉協議会に事業委託しています。

- ③介護・福祉労働者を十分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。

現行制度の中で介護職員処遇改善加算の給付、および研修事業を実施します。

★(3) 地域包括ケアを含む「新しい総合事業」について(福祉課)

- ①要支援者の訪問介護・通所介護については、専門的サービス(ヘルパーなど)を保障し、後退させないでください。既存の介護事業所に要支援者へのサービスを委託する場合には現行単価を引き下げないでください。

必要な方には従来通り利用できるよう実施体制を整えます。

- ②「新しい総合事業」の実施にあたっては、市町村予算を十分に確保し、サービス提供の引き下げをしないでください。利用者負担はこれまでより引き上げないでください。

国のガイドラインに従い、サービスの充実に努めます。

- ③介護保険サービスの利用を申し出た人は、すべて要介護認定の対象にしてください。

国のガイドラインに従い、適切なサービスに繋がります。

(4) 高齢者福祉施策の充実について(福祉課)

- ①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

現行制度で実施します。

イ. 高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。

地域巡回バスを実施しています。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。

憩いのサロン事業を推進します。

エ. 高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。

公営の高齢者住宅の整備は考えていません。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。

配食サービスを食費に係る実費のみで実施しています。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

住宅改修費、福祉用具購入費の受領委任払い制度を実施しています。

★(5)障害者控除の認定について(福祉課)

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

現行制度で実施します。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

要介護認定者のうち、障害者控除の対象になる方に、証明書を送付しています。

3. 福祉医療制度について(住民課)

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

現行制度で実施していきます。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

現行制度で実施していきます。

③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

精神障害者手帳1・2級所持者を対象に全疾患助成に拡大し実施しています。
現物給付、所得制限なし

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

医療費負担については現行制度で実施していきます。
ひとり暮らし・ねたきり・認知症高齢者で住民税非課税世帯は、福祉給付金制度の対象者になっています。

4. 子育て支援などについて

①妊産婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。(健康課)

県内の医療機関で、無料で受診できる妊婦健康診査受診票を14枚、産婦健康診査受診票を1枚交付すると共に、県外での里帰り出産をされる妊産婦へ、償還払い制度をしています。今後でもできる限る継続実施したいと考えています。

- ★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。(学校教育課)

生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下で実施していきます。入学説明会等で説明しています。支給内容は現行で実施します。

- ③憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもを自治体の責任でなくしてください。(学校教育課)

学校給食法に基づき食材費のみ保護者負担としています。給食費未納を理由に給食を食べられないことはありません。

- ★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。(子育て支援課)

保育実施義務は果たしております。施設形態の違いで保育格差がないよう指導していきます。

5. 国保の改善について

- ★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。(住民課)

国民健康保険は、被用者保険に比べ、低所得者の加入が多く、加入者の高齢化に伴い医療費増加の影響を受けて、財政基盤は脆弱となっており、市町村間の保険料(税)の格差もあります。この状況の中で、将来的に安定的な運営を維持するには、都道府県単位の広域化は必要と考えております。

- ★②保険料(税)について(税務課)

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

被保険者は年々増加し、使われる医療費等も増え、運営自体も大変厳しい状況になってきています。一般会計からの繰り入れも、これ以上は厳しい状況から、加入世帯には給付と負担の適正化を考えて賦課しています。減免制度については現行制度を継続します。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

現在は考えていません。現行制度を継続します。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とにならないようにしてください。

現在は考えていません。現行制度を継続します。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

現在は考えていません。現行制度を継続します。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。(住民課)

資格証明書世帯であっても18歳到達の年度末まで短期証を交付しています。また、国民健康保険法第9条の規定に基づき実施しています。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。(住民課)

滞納者に給付制限はしていません。「特別な事情の届」が提出された時は、審査会で協議し保険証を交付しています。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。(住民課)

国民健康保険法第9条の規定に基づき短期証を交付していきます。短期証の有効期限は1年であるが、分納不履行者も多数いる。県内で本町のみ1年の有効期限となっているため、県の実地指導でも指摘を受けており、期間の見直しを検討しているが、命に係わる保険証と理解しております。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。(収納課)

生活実態を無視した徴収や差押などは行っておりません。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。(住民課)

「武豊町国民健康保険医療費一部負担金減免等事務取扱規準」により実施します。

6. 障害者・児施策の拡充について(福祉課)

①障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

現行制度で実施します。

②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

現行制度で実施します。

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

現行制度で実施します。

★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるように介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

介護保険サービスを一律に優先させることなく、状況を勘案して支給決定しています。

★⑤65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

住民税非課税世帯については、町独自の助成制度を設けております。

★⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。

現行制度で実施します。

★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

現行制度で実施します。

7. 予防接種について(健康課)

①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

現在は考えていませんが、国や県の動向を注視してまいります。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

現在は考えていません。現行制度(自己負担金 4,000 円)で継続実施してまいります。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

県の要綱に基づく、妊娠を希望する女性に半額助成を実施しています。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①消費税増税を中止してください。
- ②年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。
- ④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。
- ⑤入院給食費など新たな患者負担増はやめてください。
- ⑥精神障害者を精神科病院に囲い込む「病棟転換型居住系施設」構想は撤回してください。
- ⑦介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ⑧受給者のいのちを削る平均6.5%の生活保護基準の引き下げは取りやめ、元に戻してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(2) 県民の医療を守り、医療提供体制の充実のために

- ①国民健康保険への県の補助金を復活してください。
- ②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安易な病床削減を前提としないこと。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにすること。

以上

それぞれの意見書・要望書について、国や県の動向を注視し、関係団体等と連携を図りながら必要な要望をしていきます。